

県下特定行政庁主務課長
阪神県民局都市住宅担当参事
北摂整備局土木部長
各土木事務所長 } 殿

兵庫県都市住宅部建築指導課長

「コンクリート工法に関する指導要綱」の運用について

標記指導要綱（以下「要綱」という。）の運用に当っては以下によるものとする。

1. 要綱第 5(3)ただし書「特に、知事が認める者」は、次の(1)から(5)に掲げるもので指定研修免除申請により承認された者及び(6)に掲げる者とする。
 - (1) 1級建築士の資格を昭和 42 年以前に取得し、かつ RC 造又は S・RC 造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が 2 年以上の人
 - (2) 2級建築士の資格を昭和 38 年以前に取得し、かつ RC 造又は S・RC 造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が 2 年以上の人
 - (3) コンクリートに関する学位を有する人
 - (4) コンクリートに関する技術士の資格を有する人
 - (5) コンクリート主任技士の資格を有する人
 - (6) 大阪府がすでに実施した「コンクリート工法に関する指導要綱」に基づく研修を修了した人